

北海道旅客鉄道株式会社公告第 20 号

◎旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和 3 年 3 月 13 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号)の一部を次のように改正し、令和 3 年 3 月 13 日乗車分から施行する。ただし、第 106 条にかかる改正については平成 30 年 3 月 17 日から適用する。

令和 3 年 2 月 12 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 78 条を次のとおり改める。

第 78 条 西日本旅客鉄道株式会社線神戸・姫路間各駅と三ノ宮接続阪神電気鉄道株式会社線各駅との相互発着となる乗車券を所持する旅客は、三ノ宮駅又は元町駅のうち、任意の駅で連絡乗車することができる。

(注)「各駅」とは、規程別表の連絡運輸区域の部に掲げる各駅をいう。

第 106 条（注）中、「第 44 条付表 2」を「第 44 条付表 3」に改める。